※仲介会社様へ

- ・必要書類を下記チェックリストでご確認の上、送付ください。 ・申込時必要書類が<u>すべて揃わないと物件はお止めできません。</u> ・送付はメールでも可能です。【MA/L:tos@t-comm.co.jp】

/	▼ <u>必須</u> 書	雪類(10点) ※全て揃わないと物件止めできませんので、こ確認ください。	
		入居申込書(記入漏れの無い様お願いします)	
		【重要】お申込・ご契約について	
		オリコフォレントインシュア同意書	
		誓約書	
		保険金額·保険料のご希望について ※ご希望のプランをa~fよりお選び下さい	
		顔写真つき身分証※1	
		健康保険証※1 ※保険証番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施して	くださ
١		会社謄本(三ヶ月以内取得のもの)	
		会社概要	
		連帯保証人様身分証	
	▼由込内	内容によって下記の御提出をお願いします。	
		先行(未内見)申込の際 → 承諾書	
		就職、転職者申込の際 → 内定通知書	
		外国籍入居者様の申込の際 → 在留カード	
	※1 身分証	証は、入居者様全員分と、連帯保証人様分の身分証をご用意下さい。	
		ㅁ닭 ㅣ , ᄱᇊᄼᆉᄼᆇᆌᄆᆝ ᆂᅔ	
	1	呆証人・保証会社を利用します。 正人は代表者様でお願いします。	
		TOTAL COMPOSITION OF STREET	
	▶契約時』	· 必要書類 ※ご契約内容によって追加になる場合があります。	
	-	会社概要	
		入居者様身分証ファーストコピー 会社謄本※2	
		法人樣印鑑証明書※2	
		連帯保証人様印鑑証明書※2	
	※2 云征謄	謄本、印鑑証明書は取得から3ヶ月以内の原本を御提出ください。	
	▶契約金		
	I O前	前家賃(当月分の日割り、翌月分) 〇保証会社の初回保証料	

●送信先

株式会社トーシンコミュニティー

○敷金、礼金

○鍵の交換費用 ※新築の場合不要

審査事務チーム

TEL: 0422-67-7220 FAX: 0422-21-7772 MAIL: tos@t-comm.co.jp 送信元 TEL **FAX** 住所 (書類送付先) 仲介業者名 担当者

〇家財保険料(2年分)

○その他費用(駐輪場料金等)

(株)トーシンコミュニティー **入居申込書**(法人用) **申込用メールアドレス:tos@t-comm.co.jp 申込用FAX:0422-21-7772** お問合せ電話番号: 0422-67-7220

			1							. 48 011 6	1 0 - 2	2 0, ,,	120
	契約種別	普通借家	定期借家はこちら チェックして下さ	5t/ → □	入居予定	20年	_月	_日ごろ 団 □中旬[□下旬	前家(予)			引分まで 受領予定
賃	物件	Ŧ	 都	 道						家	賃		円
貸借	PII 1II JU		府	県						管理 共益	費 ②		円
申	#m #+ &7	フリガナ 				- 号室		Qり・m数		駐車米	3 3 4 金 4 金 4 金 4 金 4 金 4 金 4 金 4 金 4 金		円
込	物件名						() m [*] 数(R • K • DK	· LDK) m [*]	T-PASS	PORT (4)		円
内 容	敷 金 (保証金)		退去			一				その他	費用⑤		
	利用用途	1. 住居	2. 住居(学生)	3. 駐車場	4. 店舗・事	ろ. トランク	7ルーム・倉	:庫		月額請	求額 ①+②+	-3+4+5	円
_	使用形態	1. 居住	2. セカンドルーム	3. 事務所	※住居兼用	4. その他()		合	計		円/月
	現住所	フリガナ 〒::::::::::::::::::::::::::::::::::::		 道									
				県								※建物名までる	ご記入ください。
申	会社名	フリガナ 					· _雷 代	表		_		_	
込者		7114											
•	代表者	フリガナ 					話担当	部署		_		_	
賃	氏名						 担当部署	 			担当者名		
借人		生年月日(西暦) 1. 金融 / 保険				() 歳 IT / 通信 6. 広			与 / 物版	/ 流涌	8. 陸運		
• •		9. 教育 / コンサル 10. 医療 11. 飲食 / サービス 12. 娯楽 13. その他()											
	入居理由 設 立 日	1.社宅 2.転勤 (西暦)		1	・ [・]	· 狭 6.賃料 7. ⁻ - 資 本 金	その他(年	商		従業.	員数	名
_		フリガナ											$\overline{}$
	現住所	T		道 県								※建物タキで?	ご記入ください。
連		フリガナ				続柄(関係)	電固	定		_		_	-BBX CVCC VIO
帯	氏 名						話り携			_	-; ;	_	- ;
保	性別	男・女生	年月日(西暦)	年	月	日()歳	運転免許証 年収(税込			-m	月収(税込)		万円
証	4 4 7	フリガナ					部署・役割			万円	勤続年数	年	
人	お 名 称 勤						勤務先電	-		_		_	
	め 先 住所	フリガナ		·*									
				道 県 ———————————————————————————————————						※建物名までご記入ください。			
				/ 	3.社員 4.	 社員および家族	5.その他()	+>	
_			代表者 2.代表者			##===		A-117 (44)	× 1	## ·		および連絡	沈
入居	入居:	名 性	代表者 2.代表者 別 続 柄 · 女	生年月日		携帯電話番		年収(税2	万	勤	33 7L Z 1 <u>L 1</u>		
居者		名 性 男	別続柄			携帯電話番		年収(税2	万 円 万	勤	33 /L X 11 11		
居		名 性 男 男	別 続 柄			携帯電話番		年収(税2	万 円 万 円	勤 ;	15 /L X 11 12		
居者欄	K	名 性 男 男	別 続柄 ・女 ・女	生年月日	(西暦)	、口座振替でのお支払	号		万 円 万 円				
居者欄 / 備	K	名 性 男 男	別 続柄 ・女 ・女	生年月日	(西暦)		号	年収(税2	万 円 万 円	勤; し\し			
居者欄 備考	K	名 性 男 男	別 続柄 ・女 ・女	生年月日	(西暦)	、口座振替でのお支払	号		万 円 万 円				
居者欄 備考欄	月額貨	名 性 男 男 男 科等は振込	別 続 柄 · 女 · 女 · 女 を希望する	生年月日 ※振込をご希 また振込手	(西暦)	、口座振替でのお支払 で負担となります。	号となります。	□lat	万 円 万 円 万 円	ี่เน	いえ		
居者欄 備考欄	月額貨	名 性 男 男	別 続 柄 · 女 · 女 · 女 を希望する	生年月日 ※振込をご希 また振込手	(西暦)	、口座振替でのお支払。 ご負担となります。	号 となります。 社 ※住所・	□ はし 社名·電話/	万 円 万 円 万 円	しいし		さい。	

ご担当者印 又はサイン

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目33-5

【審査結果通知・問い合わせ先】 株式会社トーシンコミュニティー

TEL:0422-67-7220 FAX:0422-21-7772

ご担当者印 又はサイン

店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

【重要】お申込み・ご契約について

1. お申込み基準

◇18歳以上65歳以下の有職者および学生(進学や就職が決定している方もお受け致します。)

- ◇上記のうち未成年者は、親権者の同意が必要です。
- ◇法人契約の場合は、基本的に代表者の方に連帯保証人をお願いしております。
- ◇弊社による審査の結果、連帯保証人をお願いする場合がございます。

2. お申込み時に必要な書類

法人

◇入居申込書

- ◇【重要】お申込・ご契約について(本書)
- ◇保証会社の確認・同意書
- ◇誓約書
- ◇保険金額、保険料のご希望について

◇法人

- ◇会社謄本 ◇印鑑登録証明書 ◇会社概要
- ◇連帯保証人
- ◇運転免許証 ※注1参照 ◇印鑑登録証明書(契約時)◇健康保険証 ※保険証番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。
- 注1) 運転免許証に代わるものとして(顔写真付の証明書)

パスポート、マイナンバーカード(表面)、住基カードなど

※未内見の際は上記書類以外に承諾書が必要なります。

◆入居者の本人確認書類

◇運転免許証 ※上記※注1参照 ◇健康保険証

※保険証番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

◆入居者が外国籍の方(すべて必要)

◇在留カード又は外国人登録証 ◇健康保険証

※保険証番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

3. 賃貸保証会社の家賃保証プランへの加入

◇弊社指定の賃貸保証会社の家賃保証プランへの加入と、賃貸保証会社による収納代行サービスのご利用が条件となります。

◇賃貸保証内容および契約時・入居期間中にかかる保証料および収納代行手数料などについては、取り扱う保証会社により異なる場合がございます。詳しくは保証会 社の案内を必ずご確認願います。なお、ご不明な点は弊社担当者にご確認ください。

◇各賃貸保証会社の審査結果によっては、利用できない場合があります。

4. 退去時における住宅の損耗等の復旧についての特約について

◇別紙「退去時における住宅の損耗等の復旧についての特約」の内容を必ずご確認ください。

5. 短期賃貸借制度廃止について

平成16年4月1日からの「短期賃借権制度」の廃止に伴い、競売手続きにより本物件の所有権を取得した買受人から建物明渡しを求められた場合、次のような不利益を こうむることがあります。

①買受人より明渡しを求められると、6ヶ月以内に明渡し義務が生じます。

②敷金の精算(返還)を買受人には求める事はできず、前所有者に返還を求めても、敷金の返金を受けられない事があります。

③引続き本物件の使用を認められることがあったとしても、買受人との間で新たに賃貸借契約を 締結しなければならず、賃料の増額や敷金の預託を求められ、新た な経済的負担が発生することもあり得ます。

6. 契約及び退室時の注意点

◇契約時/月の途中で入居(賃料起算)する場合の家賃について、その月の日割り家賃と翌月分の家賃を契約時にご請求させて頂きます。なお1日からの入居する場合は、当月分・翌月分家賃の合計2ヶ月分が必要となります。

◇退室時/退室月の家賃は一度全額引落されます。日割り家賃の返金分がある場合は、原状回復費用などと合わせて退室後にご精算いたします。

7. 申込~契約まで

約

申 ①申込書の内容に基づいて、入居審査をいたします。

→ よ申し込み内容の確認や、お手続きのご案内のために電話連絡をさせて頂く場合がございます。原則としてお勤め先へのお電話となります。

- お申込をお断りする場合の理由につきましては、一切お答えできませんので予めご了承ください。

▽ ②申込内容に不正・虚偽があった場合は本申込をお断りいたします。

③即日入居できるお部屋は、賃料の起算日(契約始期)をお申込みから2週間以内でお願いしております。

▽ ①賃料の起算日をお知らせ頂きましたら、契約金請求書を仲介業者様へFAXにてお送り致します。契約金は契約日までにお振込願います。

②契約書類一式を仲介業者様へごお送りいたします。ご契約は仲介業者様で行って下さい。

③契約金の入金が確認できましたら、契約始期の前日までに鍵を仲介業者様に送ります。契約金のお振込が遅れたり、当社で確認ができない鍵の

▽ お引渡しができませんので十分ご注意ください。

8. 連帯保証人を有する契約について

入居審査時に、当社より連帯保証人へ確認の連絡をさせて頂きます。

連帯保証承諾書は契約書類一式に含めて仲介業者様へご郵送いたします。

連帯保証人からの返送書類に不備があった際は、契約金の入金確認後でも契約はできず、鍵のご郵送もできませんのでご注意ください。

◇本物件のインターネット設備をご案内することを目的としてインターネットご案内センター≪㈱USEN-NEXT LIVING PARTNERS内»より

ご契約者様へお電話させていただきます。

◇初期メンテナンスのご案内としてJ:COMよりご契約者様へお電話させていただきます。

個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報の重要性を認識し、その適正な取扱いと保護に関し、次のとおり対応させていただきます。

プログログログ 上文上では プロブロ	CONSETTO AND CONTRACTOR OF THE
	①マンションの管理等の取引に関する契約の履行、情報、サービスの提供。
1. 個人情報の	②上記①の利用目的の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への提供。
共同利用目的	③上記①について、お客様にとって有用と思われる情報・サービス提供のための郵便物、電話、
	電子メール等による営業活動及びマーケティング活動。顧客動向分析又は商品開発等の調査分析。
	⑥情報、サービスの提供は、ご本人からの申出がありましたら、取り止めさせていただきます。
2. 共同利用する 個人情報の項目	氏名、住所、電話番号等、1の利用目的に必要な範囲の個人情報
3. 共同利用者	株式会社トーシンパートナーズ 株式会社トーシンライフサポート
	当社が保有する個人情報(お名前、ご住所等)は、書面、郵便物、電話、インターネット、
	電子メール、広告媒体等により次の第三者に提供されます。
4. 個人情報の	なお、ご本人からの申出がありましたら、提供は停止いたします。
第三者への提供	①契約の相手方となる者、その見込者 ②他の宅地建物取引業者 ③インターネット広告
73	その他広告の掲載事業者 ④指定流通機構 ⑤不動産管理・内装リフォーム等に関する
	関連会社 ⑥入居者様の信用照会の為の信用情報機関(必要な場合) ⑦インターネット
	開設にあたりインターネット事業者 ⑧ケーブルテレビ使用にあたりケーブルテレビ事業者
	⑨本契約締結後に締結される本件建物の売買契約における買主および本件建物の所有権を取得した者
	株式会社トーシンコミュニティー
	電 話 0422-21-7771 FAX 0422-21-7772
5. 当社の個人情報に	個人情報の開示、訂正、利用停止等のお申出につきましても、こちらまでご連絡ください。
関するお問合せ窓口	なお、次のグルーブ会社の部署でも対応いたします。
	株式会社トーシンパートナーズ 個人情報相談窓口 電 話 0422-21-9060 FAX 0422-21-8457 E-Mail privacy@tohshin.co.jp
	株式会社トーシンライフサポート 電 話 0422 – 21 – 9060 FAX 0422 – 21 – 8457 E - Mail privacy@tohshin.co.jp

個人情報取扱いの詳細につきましては、当社ホームページのプライバシーポリシーをご参照ください。

【注意事項

- ◇お申込みについては、お申込みのFAXを受信して受付となります。必要事項の記入がない場合、お受けできないこともございます。
- ◇入居申込にあたり本書の記載事項、および「退去時における住宅の損耗等の復旧についての特約」(別紙)については必ずご説明ください。
- ◇賃貸借契約書、重要事項説明書などお申込み、ご契約に関する書類は、弊社指定のものをご利用いただきます。
- ◇図面と現況が異なる場合、現況を優先いたします。
- ※毎月のお家賃は、お客様の指定口座より引落としさせていただきます。なお家賃の支払は毎月27日に翌月払いになります。

(金融機関休業日の場合は翌営業日が引落日になります)

- ※契約成立後、申込書の記載内容に虚偽・不正が発覚した場合、契約を解除致します。
- ※弊社指定の家財保険(2年間 15,000円~)に加入いただきます。
- ※審査時、契約時にご提出頂いた必要書類は、ご返却いたしませんのでご了承ください。

お問合せは トーシンコミュニティー審査事務チームまで TEL:0422-67-7220 FAX:0422-21-7772

【法人様 ご署名欄】

本書面の記載事項ならびに「退去時における住宅の損耗等の復旧についての特約」(別紙)について確認し、承諾いたしました。

年 月 日 氏名

ご記入欄】※法人契約をご希望の場合は、下記内容についてもご記入下さい。 【法人様 社宅代行会社名 社宅代行 有 TEL FAX 担当部署 担当者 契約書類等 ※諸費用の負担について、レ点チェックをお願いします。 駐輪場代 □法人 □個人(入居者) 鍵交換費用 □法人 □個人(入居者) (利用する場合) 家財保険料 □弊社指定の保険に加入(名義人:□法人 □個人) □お申込者様で保険加入(包括保険など)

	仲介業	 	ご記入欄】						
[物件名	号室				仲介手数	(税込)	礼金	敷金
					号室		円	ヶ月	ヶ月
r	駐輪場	1	駐輪場	口希望する	口希望しない	月額		円 駐輪スペースや空き状況は	はご確認下さい。物件によりご希
ľ	社	1	バイク置場	口希望する	□希望しない	月額		円 望にそえない場合がござん)ます。予めご了下さい。

※家財保険について

私は、上記入居申込人及び入居者に対する不動産賃貸借契約の仲介にあたり、チャブ損害保険株式会社が引受ける保険契約に関する書面が在中する専用封筒の「ご注意」の欄に記載された事項に留意し、賃借人等に対して保険の説明や意向の確認等を行いません。

仲介会社名		ご担当者様	署名	
-------	--	-------	----	--

ED

家賃等決済サービス契約 申込書・同意書

P01

申込書用 FAX 番号 **0570-009-977** 0570-030-123

お問合せ電話番号

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

家賃等決済サービス契約(以下「本契約」という。)の申込者、連帯保証人予定者並びに契 約当事者(以下、これらの者を「申込者等」という)は、株式会社オリコフォレントインシュ ア(以下「当社」という)が、次の条項(以下「本条項」という)に従い、個人情報を取り 扱うことに同意します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみで は識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を 識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務 先電話番号及び月収等の属性情報 (変更後の情報を含む)
- ②本契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③本契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び特別永住者証明書、在留カード等に記載された本人確認のため の情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されてい る情報

第2条(個人情報の利用目的)

- 1. 当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利 用することはありません。
- ①本契約の締結可否の判断のため
- ②本契約の締結及び履行のため
- ③本契約に基づく立替金請求権及び求償権等の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑧上記①から⑦の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第3条(個人情報の第三者への提供)

- 1. 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情 報を第三者に提供することはありません。
- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意 を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、 5. 当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。 申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより 当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。 ①第2条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、 賃貸人、管理会社、仲介会社、保険会社等付帯サービス提供会社若しくは同居人等の申 込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
- ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提 供すること

第4条 (第三者の範囲)

- 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委 託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負いま す)
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第5条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1.申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報 の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ)(当社が加 盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という)及び加盟信用情報機関と 提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に当社が照会し、申込者 等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の 目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- 2. 申込者等は、申込者等に係る本契約(保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く。以 下本項において同じ。)に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下 表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申 込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目 会社名	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込をした事実	当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

- 3. 加盟信用情報機関の名称、所在地、問合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委 託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面に より通知し、同意を得るものとします。
 - ●株式会社シー・アイ・シー
 - 〒 160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 お問合せ先:0120-810-414
 - ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp/
 - ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホー ムページをご覧ください。
- 4. 提携信用情報機関の名称、所在地、問合わせ電話番号は、次のとおりです。
 - ●全国銀行個人信用情報センター
 - 〒 100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
 - お問合せ先:03-3214-5020
 - ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
 - 株式会社日本信用情報機構
 - 〒 110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10番 14号 住友不動産上野ビル 5号館 お問合せ先:0570-055-955
 - ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp/
 - ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホー ムページをご覧ください。
- ●株式会社シー・アイ・シー
 - 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号 番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払 回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実 等支払状況に関する情報等

第6条(個人情報の当社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会 社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第2条記載 の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条(個人情報の開示、訂正等及び利用停止等)

- 1. 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停 止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人 情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- 2. 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17 条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第8条 (個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよ う努めます。ただし、本契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確 かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条(必要情報の提出)

申込者等は、本契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類 に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジッ トカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条 (個人情報提供の任意性)

当社は、申込者等が本契約に必要な個人情報を提供しない場合には、本契約の締結をお断り することがあります。

第11条(審査結果)

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、 当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正 等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいか なる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条(個人情報の管理)

- 1. 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュ リティ対策の実施に努めます。
- 2. 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下 に保管するよう努めます。

第13条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを 作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができる ものとします。

第15条(本条項の改定)

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるもの とします。

第16条(個人情報管理責任者)

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第17条 (問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問 ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号:0570-030-733

受付時間:月曜日~金曜日(祝日除く)10:00~19:00

※通話内容(当社からの連絡を含む)につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容 の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

Pi-C1906.01

■ お申込にあたって

申込者は「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、家賃等決済サービス契約を申込するものとします。 なお、本申込にあたり、別紙の「入居申込書」を家賃等決済サービス申込書の一部として、株式会社オリコフォレントインシュアに直接提出致します。

ご記入日(西暦)

2 0 年 月 \Box 申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)

※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、で契約内容をで理解いただくために特にで確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。で契約前に必ずで一読くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項を で確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

_		
	商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録
	本社所在地 及び 連 絡 先	【東京本社】
	問い合わせ 窓 口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲 保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時 精算金など本契約書第5条記載の内容となります。				
	住居学生			
	住 居	月額賃料の24か月分相当額		
保証限度額	店舗·事務所			
	倉 庫	月額賃料の6か月分相当額		
	トランクルーム	万般具件VVVX万万值当般		
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額		

3. 弁済に係る求償権行使

	求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
ſ	費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

	ご契約の	プランに従って、以	下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。			
	毎月プラン	住 居	初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎月月額賃料の1%			
	毎年プラン	店舗·事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)			
 保証委託料		住居学生	初回保証委託料:月額賃料の30%			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	初回のみ プラン	駐車場	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)			
		トランクルーム・倉庫	初回保証委託料:月額賃料の80%			
	※継続保証委託料は本契約書条項に記載された支払期日までにお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。					
保証期間			法明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物 契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。			

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。 この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合



全保連株式会社

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といい、当該委託契約に係る 員員信保証金託契約(以下)会託契約」といい、当該会託契約に除る 賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)の申込者(委託契約に 係る連帯保証人予定者を含みます。また、委託契約への申込後、 委託契約締結に至った者及びその連帯保証人も含みます。以下、こ れらの者を併せて「申込者」といいます。)は、全保連株式会社(以下 「当社」といいます。)が、本条項に従い、申込者の個人情報及び法人 情報を取り扱うことに同意します。

情報を取り扱うことに同意します。 第1条(個人情報) 個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。 ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書等保証委託番号及び年収等の入居申込書、保証で記載された属性情報で更後の情報を含みます。)、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報で更後の情報を含みます。)。

(変更後の情報を含みます)。
②委託契約に関する情報(賃貸物件の名称・所在地、賃料、口座情報、契約の種類、契約の相類、契約の種類、契約日、保証開始日、保証額等を含みます。)
③委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
④運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。
⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公にされている情報。

において公にされている情報。 第2条(法人情報) 法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地・電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。 ①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約兼保証契約書に記載された属性情報変更後の情報を含みます)。 ②法人に係る前条第2号及び第3号に定後る情報。 ③登記事項話即書等に記載された法人確認のための情報。 ④法人に係る前条第2号及び第3号に定める情報。

②法人に係る削来第2 7分以7第3 号に足める情報。
③登記事項証明書等で記載された法人確認のための情報。
④法人に係る前条第6 号に定める情報。
第3条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。
第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項に別段の定めがある場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。
①委託契約及び保証契約の締結戸び履行のため。
②委託契約及び保証契約の締結戸び履行のため。
③委託契約及び保証契約の締結戸び履行のため。
③委託契約に基づく求償権の行使のため。
④当社のサービスの紹介のため。
⑤当社のサービスの紹介のため。
⑤季託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。
②で意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。

- ため。 ⑤賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の 精算に協力するため。 第5条(個人情報の第三者への提供) (1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人 の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 自社は、以下に改当の場合を保にはか、あらかじめ甲込有本への同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。
①法令に基づく場合。
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の虚める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
①第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社、調查会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に対し提供すること。
②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡来入には担保権者に対し取引に必要な項目を電送等

- ②当在か甲込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に対し取引に必要な項目を電送等により提供すること。
 ③その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。
 第6条(第三者の範囲)
 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
- 以下の場合、個人情報の提供を受りる者は、第二者に該当しないものとします。 ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。 ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供
 - される場合

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等) (1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保 証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」といい

電話番号: 0570-086-110

電話番号:0570-086-110 URL:http://po.orip/ (2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託 契約又は保証契約の履行:求債権の行使のために、加盟家賃債務保 証情頼取扱機関に配金し、申込者に関する個人情報が登録されてい る場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。 (3)申込者は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取 扱機関に以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取 取扱機関の会員により申込者との契約締結可否の判断及び契約の 履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間		
1	氏名、生年月日、住所、電話番号 等の本人を特定するための情報	下記の 3 又は 4 のいずれかの登		
2	賃貸物件の名称、住所等賃貸物 件を特定するための情報	録情報が登録されている期間		
3	委託契約又は保証契約の申込を した事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱 機関に照会した日から6か月間		
4	当社の賃貸人に対する支払い状 況、求償金支払請求訴訟及び建 物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務 が消滅してから5年間		

(4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に (国際対して)・ショウ・バールア、加速水を頂待が保証情報ない機関に 登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りが ある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関 が定める手続き及び方法によって行うことができます。 第8条(信用情報機関への登録・利用等)

■加盟先機関 名 称: 株式会社 日本電話番号: 0570-055-955 日本信用情報機構 (略称 JICC)

電話番号: 0570-055-955
URL: https://www.jicc.co.jp
(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に対して、申込者について照会をかけた際、加盟先機関及び提携先機関に申込者の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者に対する金融機関からの負付け情報(以下、単に「貸付け情報」といいます。)その他の情報 (加盟先機関及び提携先機関の他の加盟会員と申込者との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の情報を含みます。)が登録されている場合、当社は、これらの情報の提供を受け、提供を受けたこれらの情報を、第4条の利用目的の定めに関わらず、申込者と当社との間で委託契約を締結することの可否を審査する前提となる申込者の返済又は支払能力を調査・判断する目的のみに利用します。 利用します

■提携先機関

2第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間は以下の通りです。 ア申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合:氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等。申込者が法人の場合:法人名、代表者名、所在地、電話番号,設立年月日等)契約内容(第1条2号の情報のうち、契約の種類、契約日、保証額、賃貸物件の名称・所在地等)返済状況(第1条3号の情報のうち、入金子定日、完済日等)・取引事実(第1条3号の情報のうち、保証履行額、保証履行日等)・債権譲渡の事実に関する情報のいずかが登録されてい、債権譲渡の事実に関する情報のいずかが登録されてい、 債権譲渡の事実に関する情報のいずれかが登録されてい

イ契約内容・返済状況・取引事実に関する情報

会計契約継続中及び終了後の5年以内 債権譲渡の事実に関する情報 当該事実の発生日から1年以内

③加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報 がに第1号の申込情報を、加盟先機関に登録している他の加盟 会員及び提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。 これら加盟会員は、当該個人情報及び法人情報並びに申込情報を、 申込者の返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

④申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に に関いがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める 手続き及び方法によって行うことができます。

筆9条(個人情報の当社への提供)

第9条、「個人育報の当在への提供) 申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社 仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込ま (中介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第 10 条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等) (1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者 本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本 人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示 することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の 判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。 ①申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を 書するおそれがある場合。

②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある

場合。

場合。 ③法令に違反することとなる場合。 (2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明 した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該 情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除以下(訂正等)といいます。)

します。
(3)当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)の請求を受けた場合は、これに応じます。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知します。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用停止等は行いません。
(1)申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある

場合。③法令に違反することとなる場合。

③法令に達及することとなる場合。 第11条(個人情報の正確性) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、委託契約又は保証契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。 第12条(必要情報の提出)

申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第14条(審査結果) 当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。なお審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等がある場合には契約できない場合があります。又、当社による審査により、委託契約及び保証契約が受諾されない結果となった場合であっても、審査内容及び審査の理由は開示しません。また、当社は、よ令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び法人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除しません。

間報及り 滋べ間報を 百分間 削除しません。 第 15 条(個人情報の管理)

第15条(個人情報の管理)
(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
(2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。
第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託)
当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。
第17条(統計データの利用)
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつ時では、100円の制限なく利用することができるものとします。第18条(本条項の改定)

第18条(本条項の改定) 3日は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

か ぐざるものとします。 第 19 条(個人情報保護管理者)

第 19 条 (個人情報保護管理者)
全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長
第 20 条 (簡合せ窓口)
個人情報保護管理者 コーポレート本部長
第 20 条 (簡合せ窓口)
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等文
はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当社ホームページ (https://www.zenhoren.jp) を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。なお、手続に際しては、当社所定の手数料を要します。
住 所:東京都新宿区西新宿 1-24-1
担当部署:全保連株式会社 リスク・コンプライアンス統括部 電話番号: 03-6327-5843 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く9:00~18:00 第 21 条 (適用除外)

申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。 第22条(特記事項)

第22条(特記事項) 当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申 込者が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約に係る 連帯保証契約)を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人 情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。)を提出 することとなる場合において、本条項と別同意書の規定内容が異なる 場合には、申込者は、本条項の規定が優先的に適用されることについ て同意します。

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社の与信判断に必要な情報を提出することに同意するとともに当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に 従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行ってと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、自込を行います。

- 12	につく「ははいければない人がな」と言うことに次しるとはいか。 女女におはない人がになっていたにいいには、これにいいにはいいがはっていたとと言っている。										
	司意	同意した日本 20	をご記入くださ 年	月	日	申込者署名欄 ※法人申込の場合は 法人名を記入	申込者ご本人が署名してください ※直筆以外は受付いたしかねます	代表者氏名	法人申込の場合のみご記入ください		
				連帯保証人予定者 署名欄	連帯保証人予定者ご本人が署名してください ※直筆以外は受付いたしかねます						

「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った不動産会社名をご記入ください

説明を行ったご本人が署名してください

退去時における住宅の損耗等の復旧について

- 1. 費用負担の一般原則について
- (1) 経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人は負担しないとされています。
 - (例)日照などの自然現象によるクロスの変色、テレビ・冷蔵庫等の背面の電気ヤケ
- (2) 賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされています。
 - (例)引越作業で生じたひっかきキズ、エアコンなどから水漏れし、その後放置したため生じた壁、床の腐食
- 2. 例外としての特約について

賃貸人と賃借人は、両者の合意により、退去時における住宅の損耗等の復旧について、上記1の一般原則とは異なる特約を定めることができるとされています。ただし、特約はすべて認められる訳ではなく、内容によっては無効とされることがあります。

(参考) 判例等によれば、賃借人の通常の原状回復義務を超えた義務を果たし特約が有効となるためには、次の3つの要件が必要であるとされています。①特約の必要性に加え暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること、②賃借人が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること、③賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること。

〈特約条項〉本契約における賃借人の負担内容について

本契約では、特約として以下のことを賃借人の負担で行うことにしています。

- ① 本件建物の明渡しの際、業者に本件建物のハウスクリーニングを行わせるものとし、賃借人は、その費用を負担するものとします。
- ② 賃借人は、賃借人の故意又は過失により本件建物の造作、諸設備及び天井・壁クロス・床カーペットなどの内装等を汚損(タバコのヤニによるクロス等の変色、落書き、電気焼け)又は破損(くぎ穴、ねじ穴、重量物の設置による畳・床材等のへこみ)させていたときは、その補修費用を負担する。

特約以外については、賃借人の負担は原則どおりです。すなわち、経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃借人はその費用を負担しませんが、退去時、賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、その復旧費用を負担することになります。

住宅の使用及び収益に必要な修繕について

- 1. 費用負担の一般原則について
- (1)住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用負担で行うとされています。
 - (例) エアコン(賃貸人の所有)・給湯器・風呂釜の経年的な故障、雨漏り、建具の不具合
- (2) 入居期間中、賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由により、修繕の必要が生じた場合は、賃借人がその費用を負担するとされています。

(例)誤って割った窓ガラス、お風呂の空焚きによる故障

2. 例外としての特約について

上記1の一般原則にかかわらず、賃貸人と賃借人の合意により、入居期間中の小規模な修繕については、賃貸人の修繕義務を免除するとともに、賃借人が自らの費用負担で行うことができる旨の特約を定めることができるとされています。

(参考)入居中の小規模な修繕としては、電球、蛍光灯、給水・排水栓(パッキン)の取替え等が考えられます。

〈特約条項〉本契約における賃借人の負担内容について

本契約では、特約として以下のことを賃借人の負担で行うことにしています。

賃借人は、電球、蛍光灯、給排水栓(パッキン)の取替え、浄水器のカートリッジの取替え、又は付帯設備の通常の使用により損耗する部品等(リモコンの電池等)の取替え若しくは小修理に要する費用を負担するものとします。

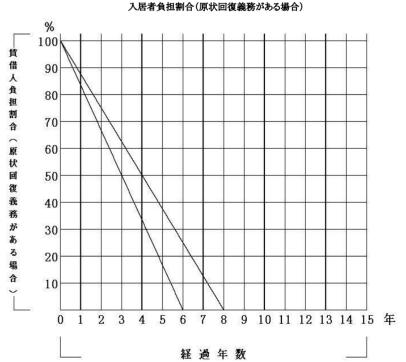
特約以外についての賃借人の負担は原則どおりです。すなわち、住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用負担で行いますが、賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、賃借人の責めに帰すべき事由により 修繕の必要が生じた場合は、賃借人が、その費用を負担することになります。

以上のとおり、説明を受け修繕の必要が生じた場合は右記価格表記載の請求額に基づき修繕することを承諾いたしました。

対象箇所	単位	単価(税別)	詳細
	18㎡未満	28,000円	
	18㎡以上~30㎡未満	40,000円	
	30㎡以上~40㎡未満	50,000円	エアコンのフィルター清掃(分解洗浄を除く)通常使用を超える汚損は別途請すする場合がございます。
	40㎡以上~60㎡未満	60,000円	- 9 公物ロがこさいまり。
the bill	60㎡以上	80,000円~	
ハウスクリーニング	ロフト	10,000円~	ロフトの広さ、仕様、用途などにより金額が異なります。
	ルーフバルコニー	10,000円~	ロフトの広さ、仕様、用途などにより金額が異なります。
クロス貼替<量産>	1 m²	1,500円	クロスの貼替面積が20㎡以下の少量の場合、人工及び部材費込みの代金
クロス貼替<アクセント>	$1\mathrm{m}^2$	2,100円	35,000円~(量産クロスの場合)となります。
壁塗装	1 m²	2,000円~	塗料の種類や塗装面積が少量などの場合、金額が異なります。
フローリング貼替<防音>	$1\mathrm{m}^2$	15,000円~	部分貼替はできません。貼替が必要となる場合は全面貼替となります。
フローリング補修	1 m²	10,000円~	傷の量・状態によって金額が変わります。
フロアタイル貼替	1 m²	7,200円	部分貼替はできません。貼替が必要となる場合は全面貼替となります。
カーペット貼替	1 m²	4,000円	部材費込みの1人工として請求する場合がございます。
CF クッションフロア	1 m²	4,000円	部材費込みの1人工として請求する場合がございます。
ソフト巾木貼替	1m	700円~	クロスの貼替及び床材の貼替を必要とする場合、合わせて請求いたします。
エアコン分解洗浄	1台	15,000円~	タバコのヤニや臭気などによる通常使用を超える汚損がある場合。
フローリングワックス剥離洗浄	1 m²	800円~	定期的なワックスがけ不足や部分的な剥離がある場合。
消臭費用(ペット飼育)	一式	20,000円	ペット飼育の臭気による建具の消臭が必要な場合。
消臭費用(タバコ等)	一式	20,000円	タバコなどの臭気による建具の消臭が必要な場合。
網戸貼替	1枚	5,000円~	網戸の材質、サイズなどにより金額が異なります。
ガラス交換(くもり+5000円)	1 m²	15,300円~	
ガラス交換(クリア+5000円)	1 m²	33,900円~	
		, , , ,	
	 		
	 		
	1		

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における賃借人・賃貸人双方で負担の概算額を認識するためのものです。従って、退去時において、資材の価格や在庫 状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して変更となる場合があります。

※本契約継続中に消費税の税率が改正されたときは、改正された税率による消費税を加算させていただきます。



※入居時の設備等の状態により、左方にシフトさせる。新築や交換、張替えの直後であれば、始点は(入居年数、割合)=(0年、100%)となる。

承 諾 書

	(物化	牛の	表示)
--	-----	----	----	---

(物件の表	(不)			
物件名		号室		
所在地				
り下記事項	:記の建物につき、本日、賃貸借契約の申込みをしま 夏を承諾しておりますので、その証として本書面を差 記	し入れます	0	
借契約の約 ないままり 状が相違っ	が本日時点において上記建物を使用しているため室内を見分 締結に至った場合、または室内を見分することができるにも 賃貸借契約の締結に至った場合において、引渡しを受けた後 することが判明したとしても、賃貸借契約の無効または取消 賃貸募集用の図面と現状が相違することを理由として賃貸借	かかわらず室 に賃貸募集用 を主張致しま	区内を見分 目の図面 と せん。	うし : 現
賃借人の 時に礼金 2. 賃借人z の締結に	都合による解約予告として契約終了となることを承諾し、こまたは仲介手数料を支払っていたとしても、その返還を請求 が上記建物を使用しているため十分に室内を見分することが 至った場合、または媒介業者に見分することを依頼し、自ら こ至った場合において、申込み時において私が抱いていた室	の場合、賃貸 致しません。 べできないまま 見分しないま	貸借契約総 に賃貸借募 にま賃貸借	亲結 契約 事契
けた後の 消を主張 ⁺ 3. 私の賃何	室内イメージが相違することがあったとしても、前1と同様 せず、賃借人の都合による解約申入れとして措置されること 昔申込みに対して賃貸人が賃貸借契約を締結することについ したにもかかわらず、私が私の都合により建物賃貸借契約の	に賃貸借契約 に異議を述べ いて了承したた	内の無効、 にません。 こめ、賃貸	取
	資借契約を締結する準備等のために要した費用その他の賃貸			
(申込者)	住所		71	Н
	氏名	印		
(媒介業者)	住所			
	会社名	印		

誓約書

株式会社 トーシンコミュニティー 御中

(物件の表示)

物件名	号室
-----	----

私は、上記建物の賃貸借契約の申込みにあたり、第三者へ、転貸その他の方法(言わゆる民泊など)で室内を使用させないことを誓約いたします。

また下記事項もしくはそれに類する行為があった場合は、貴社からの入居者確認および室 内点検などに協力いたします。

なお第三者使用が発覚したときは、直ちに賃貸借契約の解除および法的手続きにより鍵交換をされても一切の異議を述べず、貴社の要求に応じて本件建物を明け渡すとともに、貴社に対し、違約金として賃料の2倍相当額を支払うことを誓約いたします。

記

- 1. 民泊関連サイトに本件建物が宿泊場所として掲載されている事実がある場合。
- 2. 当該室内に不特定多数の出入りが目撃され、その通報があった場合。
- 3. 明らかに観光客風(キャリーバック持参など)の外国人の出入りが度々目撃され、その 通報があった場合。
- 4. 表札や公共料金などの名義が、契約者以外の名前で掲げられている事実があった場合。
- 5. 当該建物の共用部に鍵保管庫(通称:キーバンカー)が設置されており、そこに保管されている玄関の鍵を使って室内の出入りが確認された場合。
- 6. 短期間に清掃業者などの出入りが度々目撃され、その通報があった場合。

		年	月	E
(申込者) <u>氏名</u>	※印鑑がない場合はサインを	お願い致	します。	印

火災保険のご加入について

この度は、株式会社トーシンコミュニティーの管理物件にお申込みいただきましてありがとうございます。 当社の管理物件にご入居されるお客様は、火災(家財)保険の加入が必須となります。当社では、Chubb 損害保 険株式会社のリビングプロテクト総合保険を推奨しておりますので、下記をご確認のうえ、ご希望される補償プ ランにチェックをお入れくださいますようお願いいたします。

【保険金額と保険料について】

- ◆保険金額(ご契約金額)は保険金の支払限度額(最大補償額)です。リビングプロテクト総合保険は、再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)を基準に、保険金額を限度として実際の損害額を損害保険金としてお支払いします。
- ◆各補償プランの保険料は、基本契約保険料(家財保険料+地震保険料(地震保険ありの場合))に特約保険料を加えた金額となります。また、任意で付帯できる特約をセットしてご契約いただく場合には、その特約の保険料をご選択いただいた補償プランの保険料に加えた金額が、お支払いいただく合計保険料となります。

補償プラン	地震保険無し	地震保険あり(耐火、建 (東京、神奈川	築年割引 10%適用(注)) 、千葉、静岡)	共通	
合計保険料	基本契約	基本契約		基本契約保険料	性约·伊 [全率]
(保険期間2年)	家財保険金額	家財保険金額	地震保険金額	基本关 剂体膜科	特約保険料
16,000 円	164.6 万円	118.9 万円	47.5 万円	8,030 円	7,970 円
18,000 円	211.2 万円	148.4 万円	59.4 万円	10,030 円	7,970 円
21,000 円	383.3 万円	192.9 万円	77.1 万円	13,030 円	7,970 円

⁽注)建築年割引は、家財を収容する建物が1981年6月1日以降に新築された建物の場合に適用されます。

特約支払限度額(全補償プラン共通)

【賠償責任·修理費用補償特約】

個人賠償責任 1 億円

借家人賠償責任 2.000 万円 (※自己負担額3万円)

修理費用 100 万円

【事故被害者弁護士費用補償特約】

法律相談費用 1回1万円/1事故3万円

弁護士費用等 1 契約年度 100 万円

※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による 水濡れの場合には自己負担額は適用されません。

★各補償内容、地震保険について、詳しくはパンフレット をご覧ください。

取扱代理店:株式会社トーシンコミュニティー (共同募集):株式会社トーシンライフサポート

ご希望の補償プランをお選びください。

※当社では、単身 (1 名) 入居で 16,000 円、複数人入居で 21,000 円の補償プランを推奨しております。

↓チェック☑

□a. 16,000 円 (家財のみ) 補償プラン

□b. 16,000 円 (家財+地震保険) 補償プラン

□c. 21,000 円 (家財のみ) 補償プラン

□d. 21,000 円 (家財+地震保険) 補償プラン

□e. 上記以外の補償プランを希望する ⇒【 円(地震保険 有・無)の補償プランを希望する】

□f. 他社で保険加入する(その際は、保険証券の写しの提出が必須となります。)

署名 印(サイン可)